

生活援助中心型サービス回数が多いケアプランの届出に関する Q&A

問1 届出はFAXでも受付していますか。

回答1

FAXでも受付していますが、居宅サービス計画書第1～7表には個人情報の表記がありますので名前などを被覆して送付してください。なお、『訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について』の様式については被覆せずにご提出ください。

FAX送信後は、介護給付係に電話等で受理の確認をお願いします。

問2 認定審査会等の都合で、まだ要介護認定が決定していない場合はどのようにしたらいいですか。

回答2

あらかじめ“認定結果が出ていない旨”のご連絡をお願いします。

その後、要介護認定が決定次第、早急に届出をしてください。

問3 どのような時に届出が必要ですか。

回答3

次の場合に届出が必要です。

- ①新規に居宅サービス計画を作成し、基準回数以上となる場合。
- ②要介護更新認定後、初回の居宅サービス計画を作成し、基準回数以上となる場合。
- ③要介護度の変更に伴い、訪問回数が基準回数以上となる場合。
- ④居宅サービス計画を変更し、訪問回数が基準回数以上となる場合。
- ⑤居宅サービス計画を作成し、訪問回数が基準回数以上となるため届出を行って承認されたが、その後さらに訪問回数が増加することとなった場合。
- ⑥その他届出が必要とされる場合。

参考 基準回数（厚生労働省告示第218号）

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基準回数	27回	34回	43回	38回	31回

問4 届出提出後の流れについて教えてください。

回答4

訪問介護の回数が適切なケアマネジメントにより位置づけられているかどうか、必要性の有無を点検いたします。その過程で、詳しい内容について電話等で聞き取りをする場合があります。

ケアプランについて妥当であると判断した場合は、その旨、事業所に通知します。必要性が確認できない場合は、ケアプランの見直しや、返還請求をする場合もあります。

問5 届出提出後、回答書が送付されるまでの期間を教えてください。

回答5

原則、提出いただいた月の翌々月末までに回答書を送付する予定です。

問6 提出するケアプランの該当箇所について教えてください。

回答6

次の点にご留意いただき、居宅サービス計画書の第1～7表の提出をお願いします。

- 第1表は利用者へ交付し、署名がされたものの写しを提出してください。
- 第5表は生活援助が必要な理由の記載がある箇所のみを提出してください。

問7 居宅介護支援事業所が変更した場合、再度届出が必要ですか。

回答7

改めて届出が必要です。必要書類のご提出をお願いします。